

産業建設常任委員会委員長報告

(25 . 3 . 13)

産業建設常任委員会に付託されました議案について、審査の経過概要とその結果を報告します。

まず、第60号議案 平成24年度亀岡市一般会計補正予算の本委員会所管分ではありますが、その主な内容は、

農林水産業費では、国の緊急経済対策による補正予算を受け、前倒しして実施する国営亀岡地区農道安全施設整備工事など小規模基盤整備事業に係る増額補正。

商工費では、企業立地等奨励金など商工業振興対策経費の精算見込みによる減額補正。

土木費では、国の緊急経済対策による補正予算を受け、前倒しして実施する道路新設改良及び通学路安全対策事業等に係る増額補正。

災害復旧費では、昨年7月に発生した梅雨前線豪雨災害に係る災害復旧事業の精算による減額補正などであります。

なお、これら国の補正予算により前倒しして計上した事業費のほか、農林水産業費、土木費および災害復旧費において、一部、繰越明許費が設定されていますが、計画的かつ早期の事業執行を望み、採決の結果は全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

特に、このたびの国の緊急経済対策の対象事業の実施については、

その趣旨を踏まえ、早期発注に向けた条件整備に努めるとともに、事業箇所の増加に対応して、適切に工事が施工されるよう、施工管理に留意した事業執行を望むものです。

次に、第 6 2 号議案 平成 2 4 年度亀岡市簡易水道事業特別会計補正予算は、千歳簡易水道基幹配水管布設替工事の事業費精算見込みによる増額補正等が主なものであり、別段異論なく、採決の結果は全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第 6 4 号議案 平成 2 4 年度亀岡市地域下水道事業特別会計補正予算は、馬路町三ツ辻地区の農業集落排水施設整備事業の精算見込みによる減額補正等が主なものであり、別段異論なく、採決の結果は全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第 6 7 号議案 平成 2 4 年度亀岡市上水道事業会計補正予算は、事業費精算等による減額補正が主なものであり、別段異論なく、採決の結果は全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第 6 8 号議案 平成 2 4 年度亀岡市下水道事業会計補正予算の主な内容は、事業費精算等による減額補正が主なものであり、別段異論なく、採決の結果は全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

以上、簡単ではありますが、本委員会の報告といたします。